

令和4年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会 議事概要

- 1 日時 令和4年9月29日(木) 午後1時55分から午後2時40分まで
- 2 場所 一宮市保健所 4階 大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 2人
- 5 議題 具体的対応方針(役割)の決定について【有床診療所分】
具体的対応方針(役割)の決定について【民間病院分】
- 6 協議結果 議題は承認されました。
- 7 会議の内容

(1) 開会(清須保健所次長)

令和4年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を開催します。

(2) 委員長の選出について

開催要領第3第4項の規定によりまして、互選で、委員長は一宮市医師会の櫻井様をお願いする。

(3) 委員の出欠席について

構成委員数は16名で、出席委員数は15名、欠席委員数は1名で、委員の過半数が出席しています。

(4) 会議の公開・非公開について

当委員会は、開催要領第6第1項の規定によりまして、全て公開で行います。

(5) 議事

ア 具体的対応方針(役割)の決定について【有床診療所分】「資料1、参考資料1」

(説明者:清須保健所 蒲生課長補佐)

・令和4年3月24日付けで、厚生労働省から各都道府県あての地域医療構想の進め方についての通知の基本的な考え方において、2022年度及び2023年度に地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うとされています。

・2022年度及び2023年度に公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うとされています。

・検討状況は定期的に公表を行うとされています。

・地域医療構想推進委員会では、公立・公的医療機関に係る具体的対応方針を中心に協議、検討をいただきましたが、厚生労働省からの通知に基づき、民間病院にかかる具体的な対応方針を協議いただくため、資料をまとめました。

・2025年において担う役割の方針を地域保健医療計画の別表から参照しています。

・地域医療構想推進委員会において、議論された診療所については、議論を踏まえた病床数とし、それ以外は令和3年度病床機能報告の病床数としています。

・有床診療所の病床の役割は、令和3年度病床機能報告における状況になります。

イ 具体的対応方針（役割）の決定について【民間病院分】「資料 2、参考資料 1、参考資料 2」

（説明者：清須保健所 蒲生課長補佐）

- ・各民間病院の具体的対応方針として、地域保健医療計画の別表及び令和 3 年度病床機能報告等からまとめたものです。
- ・2025 年において担う役割の方針については、医療計画の別表から作成しています。
- ・2025 年に持つべき病床数の方針については、地域医療構想推進委員会において議論された病院は、議論を踏まえた病床数を記載するとともに、議論が始まっていない病院は、令和 3 年度病床機能報告結果の病床数としています。
- ・協議結果は、毎年公表しますので、病床数は暫定数としています。
- ・公立・公的病院、民間病院、有床診療所などの区分ごとに、2025 年における病床数の必要量における割合を示しています。

ウ 質疑

（一宮市医師会長 櫻井義也委員長）

- ・一宮西病院の 801 床ですが、これは社会医療法人杏嶺会の一宮西病院、尾西記念病院及び上林記念病院の病床が再編された後の数と聞いていますが、現在建設中の病棟のオープンはいつになるのでしょうか？

（社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員）

- ・来年 7 月の予定です。

（一宮市医師会長 櫻井義也委員長）

- ・一宮市医師会内で、旧尾西市方面の先生方に聞いているのですが、最近では、尾西記念病院から診療所に対して、紹介状で逆紹介の状態になっているので、尾西記念病院はどうなるのかと質問を受けることがあるのですが、具体的に、尾西記念病院の病床を全て一宮西病院へ移動すると、外来は閉じることになるのですか。

（社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員）

- ・はい。

（一宮市医師会長 櫻井義也委員長）

- ・尾西記念病院の外来を閉じることは、いつごろ予定されていますか。

（社会医療法人杏嶺会理事長 上林弘和委員）

- ・来年 6 月末を予定していますが、具体的な時期は前後すると思います。

エ 今後の地域医療構想の進め方について「資料 3、資料 4」

外来機能報告・紹介受診重点外来について「資料 3」

（説明者：清須保健所 蒲生課長補佐）

・令和3年5月に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律が成立、公布されまして、地域の医療機関の外来機能の明確化、連携に向けてデータに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告等が医療法に位置付けられ、令和4年4月1日から施行となりました。

・対象の病院又は有床診療所が、都道府県に外来医療の実施状況について、外来機能報告します。外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場におきまして、外来機能の明確化、連携に向けて必要な協議を行います。地域の協議の中で、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化し、紹介受診重点医療機関として公表します。

・患者が医療機関を選択するにあたり、外来機能の情報が充分得られず、患者に大病院志向がある状況において、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じていますので、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目し、紹介受診重点医療機関を明確化することになりました。

・医療資源を重点的に活用する外来ですが、ナショナルデータベースで把握できる項目として、国が示している例示は、医療資源を重点的に活用する入院前後の外来として、悪性腫瘍手術の前後の外来など、高額等の医療機器・設備を必要とする外来として、外来化学療法及び外来放射線治療など、特定の領域に特化した機能を有する外来として、紹介患者に対する外来などになります。

・紹介受診重点医療機関を協議する地域の協議の場は、地域医療構想推進委員会になります。

・紹介受診重点医療機関の基準は、医療機関の意向が第一で、原則になります。

・重点外来基準は、初診のうち医療資源を重点的に活用する外来が40%以上かつ再診のうち医療資源を重点的に活用する外来が25%以上です。また、紹介率及び逆紹介率の基準は、紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上です。

・紹介受診重点医療機関の選定は、①重点外来基準を満たし、医療機関が意向を有する場合は、紹介率及び逆紹介率の基準を参考に紹介受診重点医療機関とします。②重点外来基準は満たさないが、医療機関が意向を有する場合は、紹介率及び逆紹介率の基準を参考に協議を行います。③重点外来基準を満たすが、医療機関が意向を有しない場合は、紹介率及び逆紹介率の基準を参考に1回目の地域医療構想推進委員会で協議を行い、2回目の地域医療構想推進委員会に向けて改めて意向を確認します。

・紹介受診重点医療機関の決定に関する主なスケジュールですが、9月に国から対象医療機関へ外来機能報告の依頼がされ、12月頃に国から県に集計とりまとめが提供されます。1月から3月頃に地域医療構想推進委員会で協議を行い、その後、県において紹介受診重点医療機関の公表となります。

公立病院経営強化プランについて「資料4」

(説明者：清須保健所 蒲生課長補佐)

・公立病院経営強化プランの概要は、令和4年3月に総務省から全ての公立病院に対して、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師や看護師等

の医療資源を地域全体で、最大限、効率的に活用する視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応の視点も持って、公立病院の経営が強化できるよう、令和4年度から令和5年度中に公立病院経営強化プランを策定することです。

・公立病院経営強化プランの内容は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載するとされており、役割、機能の最適化と連携の強化、医師や看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等といった取組を具体的に記載します。

・公立病院経営強化プランは、地域医療構想との整合性を言及しており、総務省が作成する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、都道府県は、公立病院が公立病院経営強化プランを策定するにあたり、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設けることなどを通じて、地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認することを求めています。

・尾張西部構想区域では、公立病院経営強化プランの該当病院は、一宮市立市民病院、一宮市立木曾川市民病院及び稲沢市民病院の3病院で、地域医療構想推進委員会で内容を協議します。

オ 質疑

(一宮市医師会長 櫻井義也委員長)

・資料3の紹介受診重点医療機関について、重点外来基準が記載されています。その文言の中に、医療資源を重点的に活用する外来とありますが、具体的に教えてください。

(清須保健所 蒲生課長補佐)

・重点外来基準は、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準のことであり、例示としては、①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来として、悪性腫瘍手術の前後の外来とか、②高額等の医療機器や設備を必要とする外来として、外来化学療法や外来放射線治療とか、③特定の領域に特化した機能を有する外来として、紹介患者に対する外来というものになります。

(6) 閉会 (清須保健所次長)

令和4年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会は、これをもって、閉会といたします。